

施肥体系緊急転換総合対策実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成21年5月29日付け 21生産第1301号

第1 趣旨

世界的な肥料需要の拡大による肥料原料価格の高騰により、国内肥料価格も上昇していることから、農業経営における肥料コストの一層の低減を図るため、化学肥料の低減効果の高い技術の導入等による施肥体系への転換、それを支援するための地域未利用資源等の効果的な肥料利用の取組等を推進することとする。

第2 事業実施主体

- 1 本対策に係る事業の事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たし、原則として都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会とする。
- 2 事業実施主体は、第3に定める事業を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより、運営等に係る規約等を定め、1の要件を満たすことについて、当該事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）の承認を受けなければならない。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体が1の要件を欠いたと認めた場合又は第3に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかったと認めた場合には、生産局長が別に定めるところにより、この承認を取り消すことができる。

第3 対策の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業その他本対策の推進上必要な取組を行うものとする。

- 1 施肥体系緊急転換対策事業
別紙1に基づき、地域有機資源等効率的活用技術の導入等により肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証に取り組む団体に対し助成金を交付する。
- 2 有機資源活用型減肥栽培推進事業
別紙2に基づき、地域有機資源等を活用した化学肥料の低減に取り組む農業者の組織する団体に対し助成金を交付する。
- 3 肥料高騰対応緊急対策事業
別紙3に基づき、化学肥料の施用量の一層の低減に取り組む農業者の組織する団体に対し助成金を交付する。
- 4 施肥体系緊急転換総合対策推進事業

別紙 4 に基づき、1 から 3 までの事業の適切かつ円滑な実施に資するため、農業者の組織する団体が事業実施主体に提出する事業実施計画の審査等に係る業務を行う。

第 4 対策の実施期間

本対策の実施期間は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

第 5 助成措置

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して、本対策を実施するのに必要な助成金を交付するものとする。

第 6 業務方法書

事業実施主体は、第 3 の 1 から 3 までの事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

第 7 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本対策に係る事業計画書を作成し、当該事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業計画書の重要な変更については、1 に準じて行うものとする。

第 8 報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本対策の事業実績等について地方農政局長等に報告するものとする。

第 9 委任

この要綱に定めるもののほか、本対策の実施につき、必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

(別紙1)

施肥体系緊急転換対策事業

第1 事業の目的

化学肥料の価格が大幅に高騰する中、化学肥料の施用量を低減する施肥体系への転換を推進するため、土壌診断による施肥設計の見直しを進めるほか、地域の有機資源等を効果的に活用する新技術の導入等、新たな施肥体系への転換実証を支援する。

第2 事業の内容等

1 事業実施者

化学肥料の施用量の低減等に向けた施肥体系への転換を推進する生産局長が別に定める農業者の組織する団体又は普及指導機関や試験研究機関等が参画する組織等とする。

2 対象とする取組等

施肥体系緊急転換対策事業(以下「転換対策事業」という。)において支援の対象とする取組は、生産局長が別に定めるところにより実施される以下の取組とする。

(1) 土壌診断に基づく施肥設計の見直し

(2) 地域有機資源等の効率的な活用により化学肥料施用量を低減する新しい施肥体系への転換実証

3 事業の取組期間

転換対策事業の取組期間は、生産局長が別に定めるところによる。

4 助成額

2の取組を行う事業実施者に対する国の助成額は、(1)については定額、(2)については実証に要する事業費の2分の1以内とする。

第3 事業の実施等の手続

1 転換対策事業に取り組もうとする事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、事業実施者の所在地を事業対象区域とする事業実施主体に提出の上、承認を受けるものとする。

2 事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対して、事業終了後に事業実績報告書を提出するものとする。

3 事業実施主体は2の報告を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙2)

有機資源活用型減肥栽培推進事業

第1 事業の目的

化学肥料の価格が大幅に高騰する中、地域に存在する有機資源等を活用した化学肥料の施用量の低減を図る取組を支援することにより、省資源型の農業生産体系への構造転換を促進し、農業経営の体質強化を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

1 事業実施者

有機資源活用型減肥栽培推進事業(以下「減肥推進事業」という。)の事業実施者は、地域に存在する有機資源等を活用して化学肥料の施用量の低減に取り組む生産局長が別に定める農業者の組織する団体とする。

2 取組の助成要件

減肥推進事業の支援の対象となる取組は、事業実施者が行う次の(1)及び(2)を組み合わせた取組により、事業年の化学肥料の施用量について、基準年の化学肥料の施用量より2割以上の低減を図る取組とする。

(1) 事業年において、土壌診断に基づく施肥設計の見直しを行うこと。

(2) 事業年において、生産局長が別に定める地域に存在する有機資源等を活用した生産を行うこと。

3 事業の取組期間

減肥推進事業の取組期間は、生産局長が別に定めるところによる。

4 助成額

2の化学肥料の施用量の低減に取り組む事業実施者に対する国の助成額は、生産局長が別に定めるところにより算定するものとする。

第3 事業実施等の手続

1 減肥推進事業に取り組もうとする事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、事業実施者の所在地を事業対象区域とする事業実施主体に提出の上、承認を受けるものとする。

2 事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対して事業実績報告書を提出するものとする。

3 事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、当該事業実施者が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長(北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)に対して取組実績報告書を提出するものとする。

(別紙3)

肥料高騰対応緊急対策事業

第1 事業の目的

化学肥料の価格が大幅に高騰する中、化学肥料の施用量の低減に資する取組を支援することにより、低コスト型の農業生産体系への構造転換を促進し、農業経営の体質強化を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

1 事業実施者

肥料高騰対応緊急対策事業(以下「緊急対策事業」という。)の事業実施者は、化学肥料の施用量の低減に取り組む生産局長が別に定める農業者の組織する団体とする。

2 取組の助成要件

緊急対策事業の支援の対象となる取組は、事業実施者が行う次に定める化学肥料の施用量の低減の取組とする。

(1) 本取組は、次の全ての要件を満たす化学肥料の施用量の2割以上の低減に資する技術等により、化学肥料の施用量の一層の低減を図るものとする。

ア 事業年において、生産局長が別に定める化学肥料の施用量の低減に効果の高い技術等を利用して生産を行っていること。

イ 事業年において、化学肥料の施用量の低減に資する技術等を新たに1以上導入していること。

(2) 導入技術等により化学肥料の施用量の低減割合を判定することが困難な場合等にあつては、事業年の化学肥料の施用量が基準年の化学肥料の施用量より2割以上低減していることをもって支援の対象とする。

3 事業の取組期間

緊急対策事業の取組期間は、生産局長が別に定めるところによる。

4 助成額

化学肥料の施用量の低減に取り組む事業実施者に対する国の助成額は、事業年の肥料費と基準年の肥料費との差額の7割とする。

第3 事業実施等の手続

1 緊急対策事業に取り組もうとする事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、事業実施者の所在地を事業対象区域とする事業実施主体に提出の上、承認を受けるものとする。

- 2 事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対して事業実績報告書を提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実績報告書の内容を確認するものとする。

(別紙 4)

施肥体系緊急転換総合対策推進事業

第 1 事業の目的

施肥体系緊急転換総合対策の効果を十全に発揮させるため、本対策の趣旨の徹底、適切な審査等の実施等により、本対策の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第 2 事業の内容

1 施肥体系緊急転換総合対策推進事業（以下「推進事業」という。）の対象事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 推進・指導

事業実施主体は、本対策の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、対策の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。

(2) 交付事務

事業実施主体は、事業実施者から提出された申請書等の審査、事業実施者に対する助成金の交付等を行うものとする。

(3) 実施確認

事業実施主体は、肥料高騰対応緊急対策事業の対象となる取組について、実施確認を行うものとする。

(4) その他必要な事項

2 助成額

推進事業を実施する事業実施主体に対する国の助成額は、定額とする。